

農業資材審議会飼料分科会飼料安全部会における
小委員会の設置について（案）

平成31年 3月29日
農業資材審議会飼料分科会
飼料安全部会長
令和元年12月24日最終改正

第1条 農業資材審議会議事規則（平成13年 3月21日農業資材審議会決定）
第10条の規定により、農業資材審議会飼料分科会飼料安全部会（以下「部会」という。）に、次の表の左欄に掲げる小委員会を置き、これらの小委員会の所掌事務は、部会の所掌事務のうちそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

名 称	所 掌 事 務
飼料添加物効果安全性小委員会	飼料添加物の効果及び安全に係る専門的、技術的な事項を調査審議すること。
飼料添加物規格小委員会	飼料添加物の基準及び規格に係る専門的、技術的な事項を調査審議すること。
家畜・養魚用飼料小委員会	飼料（愛玩動物用飼料を除く。）の安全に係る専門的、技術的な事項を調査審議すること。
愛玩動物用飼料小委員会	愛玩動物用飼料の安全に係る専門的、技術的な事項を調査審議すること。

第2条 小委員会の議決のうち、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第3条第2項の規定により審議会の権限に属せられた事項の処理に関する議決（同項の規定により基準又は規格を改正する場合に限る。）は、部会の議決とする。ただし、当該小委員会において、部会における審議が必要とされた場合はこの限りではない。

第3条 小委員会の会議は、部会長が招集する。

第4条 小委員会の調査審議は、部会長が指名する委員、臨時委員又は専門委員が行う。

第5条 小委員会に座長を置き、部会長が委員、臨時委員又は専門委員のうちからあらかじめ指名した者をもって充てる。

2 座長に事故があるときは、当該小委員会に属する委員、臨時委員又は専門委員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

3 座長は、小委員会の会議における審議の経過を部会の会議に報告する。

4 部会長は、適当と認められる者に対して、小委員会への出席を求め、その説明又は意見の陳述を求めることができる。

第6条 議事録は、一般の閲覧に供するものとする。ただし、会議の運営に著しい支障があると認められる場合には、部会長は、議事録に代えて議事要旨を一般の閲覧に供するものとすることができる。

2 部会長は、議事録又は議事要旨を公開することにより、特定の個人若しくは団体に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合には、議事録及び議事要旨の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 前項までの規定に係る事項は、あらかじめ部会長の同意を得ることによって、小委員会での決定を部会長の決定とすることができる。

第7条 小委員会の庶務は、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課において処理する。